

2026 年 3 月 19 日

「LT 会」会報第 26-03 号(総 284 号)

上海良图商務諮詢有限公司(LTCC)

「三代」税金手数料収入に関する税務処理

「納付した個人所得税の 2%が税務局から還付されると聞いたが、具体的な内容がよく分からない」というお問合せをいただくことがあります。

中国での税金徴収方式において、源泉徴収、代理徴収および委託徴収（中国語「代收代扣代征」、以下「三代」という）は、税務局が企業・個人に依頼して税金の徴収を行う重要な補助方式です。『中華人民共和国税收徴収管理法』および関連行政法規に基づき、企業・個人が「三代」義務を履行した場合、税務局から一定の手数料が支払われる仕組みとなっています。実務上、当該手数料収入に係る増値税および企業所得税の税務処理については従来から見解の相違がみられました。今回の会報では現行政策に基づき、「三代」税金手数料の税務処理および重要ポイントについて解説します。

一、「三代」税金手数料の定義および範囲の明確化

（一）定義

「三代」とは、税務局が税收管理を強化し、納税申告を円滑にするために、企業・個人に依頼して零細、分散的な税金や他地域の税金を徴収するための重要な制度である。当該義務を履行した企業・個人は法に基づき一定の手数料を受けることができる。

（二）具体的な内容

『国家税務総局財政部 中国人民銀行による源泉徴収、代理徴収および委託徴収税金手数料管理のさらなる強化に関する通知』（税総財務発【2023】48 号）に基づき、「三代」の具体的内容は以下の通りである。

「三代」の種類	具体的内容
源泉徴収	法定源泉徴収義務を負う企業・個人が <u>支払いを行う際</u> 、税務局に代わって納税義務者の収入から税金を控除し、税務局に納付する行為。
代理徴収	法定源泉徴収義務を負う企業・個人が <u>代金を収受する際</u> 、税務局に代わって納税義務者から税金を徴収し、税務局に納付する行為。
委託徴収	税務局が『中華人民共和国税收徴収管理法』および施行細則の関連規定に基づき、 <u>関連企業・個人に依頼して</u> 零細、分散および他地域の税金徴収を代行させる行為。

二、「三代」税金手数料の支払割合および限度額基準

税務局は「三代」義務を履行した企業・個人に支払う手数料の割合および年間限度額は、手数料の種類および税種により異なる。具体的な基準は以下の通りである。

手数料の種類	税種	支払割合	年間限度額
源泉徴収 手数料	個人所得税	源泉徴収税額の 2%以内	無し
	その他源泉徴収税金	源泉徴収税額の 0.5%以内	単一の徴収義務者につき 70 万元
代理徴収 手数料	車両船舶税（車両）	代理徴収税額の 1%以内	無し
	証券取引印紙税	代理徴収税額の 0.03%以内	単一の徴収義務者につき 500 万元
	その他代理徴収税金	代理徴収税額の 1%以内	無し
	委託加工消費税（委託者と受託者の間に関連関係がある場合）	支払不可	-
委託徴収 手数料	車両船舶税（船舶）	委託徴収税額の 5%以内	-
	車両購入税	1 台あたり 15 元	-
	農産物市場、専門市場税金	委託徴収税額の 5%以内	-
	その他零細、分散、他地域で納付すべき税金	委託徴収税額の 1%以内	-

三、「三代」税金手数料収入に関する税務処理

「三代」税金手数料収入は、税務局が法に基づき「三代」義務を履行した企業・個人に対して支払う労務報酬と位置づけられている。当該収入は、現行の税法規定に基づき増値税と企業所得税(個人の場合は個人所得税)の課税対象となる。企業の場合、具体的な税務処理は以下の通りである。

（一）増値税：「仲介代理サービス」で課税

企業が取得した「三代」税金手数料収入は、企業が仲介代理役務を提供した対価であり、増値税の課税対象となり、「販売サービス－ビジネス支援サービス－仲介代理サービス」として、現行の増値税制度に基づき申告・納付する必要がある。

（二）企業所得税：収入総額に全額計上

『中華人民共和国企業所得税法』第 6 条およびその实施条例の第 15 条規定に基づき、企業が取得した「三代」税金手数料収入は、全額を企業の年間収入総額に計上し、当期の課税所得に組み入れ、企業所得税を申告・納付する必要がある。

四、「三代」税金手数料の申請期限

「三代」義務を履行した主体は、毎年 3 月 31 日までに、所轄税務局に前年度の「三代」税金手数料の申請を提出しなければならない。自己都合により期限内に申請しなかった場合、手数料を放棄したものとみなされ、税務局から手数料の支払いを受けることはできなくなる。

以上のように、企業が「三代」税金手数料収入を取得した場合、その税務上の性質を正確に判断し、期限内に増値税および企業所得税の申告・納付を行う必要がある。税法規定に基づく処理がなされなかった場合、税務局の審査時に申告内容の修正や税金の追納を求められるほか、期限を過ぎた税金については滞納金が加算される場合があります。企業におかれては、日常業務において税務コンプライアンスを重視し、これらの税務リスクの回避に努めることが重要です。

以上